

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令案要綱

第一 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則の一部改正関係

一 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「法」という。）第七条の厚生労働省令で定める措置は、次のとおりとするものとする。

(一) 労働者の募集又は採用に関する措置であつて、労働者の身長、体重又は体力に関する事由を要件とするもの

(二) 労働者の募集又は採用に関する措置（事業主が、その雇用する労働者について、労働者の職種、資格等に基づき複数のコースを設定し、コースごとに異なる雇用管理を行う場合において、当該複数のコースのうち当該事業主の事業の運営の基幹となる事項に関する企画立案、営業、研究開発等を行う労働者が属するコースについて行うものに限る。）であつて、労働者が住居の移転を伴う配置転換に応じることができるところを要件とするもの

(三) 労働者の昇進に関する措置であつて、労働者が勤務する事業場と異なる事業場に配置転換された経験

があることを要件とするもの

二 法第九条第三項の厚生労働省令で定める事由は、次のとおりとすること。

- (一) 妊娠したこと。
- (二) 出産したこと。
- (三) 労働基準法第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたこと。
- (四) 労働基準法第六十四条の二第一号若しくは第六十四条の三第一項の規定により業務に就くことができないうこと、同法第六十四条の二第一号若しくは女性労働基準規則第二条第二項の規定による申出をし、又はこれらの規定により業務に従事しなかつたこと。
- (五) 労働基準法第六十五条第三項の規定による請求をし、又は同項の規定により他の軽易な業務に転換したこと。
- (六) 労働基準法第六十六条第一項の規定による請求をし、同項の規定により一週間について同法第三十二条第一項の労働時間若しくは一日について同条第二項の労働時間を超えて労働しなかつたこと、同法第

六十六条第二項の規定による請求をし、同項の規定により時間外労働をせず若しくは休日労働しなかつたこと、同法第六十六条第三項の規定による請求をし、又は同項の規定により深夜業をしなかつたこと。

(七) 労働基準法第六十七条第一項の規定による請求をし、又は同条第二項の規定による育児時間を取得したこと。

(八) 法第十二条若しくは第十三条第一項の規定による措置を求め、又はこれらの規定による措置を受けたこと。

(九) 妊娠又は出産に起因する症状により労務の提供ができないこと若しくはできなかつたこと、又は労働能率が低下したこと。

三 紛争調整委員会は、必要があると認めるときは、調停の手續の一部を特定の調停委員に行わせることができるものとする。

四 その他所要の規定の整備を行うものとする。

第二 女性労働基準規則の一部改正関係

- 一 労働基準法第六十四条の二第二号の厚生労働省令で定める業務は、次のとおりとするものとする。こと。
 - (一) 人力により行われる土石、岩石若しくは鉱物（以下「鉱物等」という。）の掘削又は掘採の業務
 - (二) 動力により行われる鉱物等の掘削又は掘採の業務（遠隔操作により行うものを除く。）
 - (三) 発破による鉱物等の掘削又は掘採の業務
 - (四) ずり、資材等の運搬若しくは覆工のコンクリートの打設等鉱物等の掘削又は掘採の業務に付随して行われる業務（鉱物等の掘削又は掘採に係る計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、保安管理その他の技術上の管理の業務並びに鉱物等の掘削又は掘採の業務に従事する者及び鉱物等の掘削又は掘採の業務に付随して行われる業務に従事する者の技術上の指導監督の業務を除く。）
- 二 その他所要の規定の整備を行うものとする。こと。

第三 施行期日等

- 一 この省令は、平成十九年四月一日から施行するものとする。こと。
- 二 関係省令について所要の規定の整備を行うものとする。こと。